地方独立行政法人泉佐野市行政事務サービスセンター評価委員会運営要綱(案)

(目的)

第1条 この要綱は、地方独立行政法人泉佐野市行政事務サービスセンター評価委員会 条例(令和4年泉佐野市条例第2号。以下「条例」という。)第8条の規定に基づき、 地方独立行政法人泉佐野市行政事務サービスセンター評価委員会(以下「委員会」と いう。)の運営に関し必要な事項を定める。

(会議の招集)

第2条 会議を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び付議事項を委員に 通知するものとする。

(会議の公開)

第3条 委員会の会議は、原則として公開とする。ただし、委員会において非公開とすることが適当であると認める案件については、委員長が委員会に諮って非公開とすることができる。

(傍聴人に対する指示)

第4条 委員長は、傍聴人が議会の進行を妨害する行為をしたと認めたときは、傍聴人 に対し、退場を命じることができる。

(意見の聴取)

第5条 委員長は、議事の調査審議に関し、特に専門的な意見を聴く必要があると認めたときは、関係者に出席を求めて意見を聴くことができる。

(議事録等)

第6条 委員会の議事要旨及び会議で使用した資料は、原則として公開とする。 (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が委員 会に諮って定める。

附則

この要綱は、令和4年5月 日から施行する。